

経営計画奨励金

中小企業等経営強化法に基づき計画申請への承認・認定を受けた事業者に対し円滑な計画実施に向けて支援をすることにより地域経済の活性化、雇用創出及び商工業の振興を図ります。計画承認・認定の際はご活用ください。

限度額

奨励率

最大 **5** 万円※ **100** %

※経営革新計画：5万円、事業継続力強化計画・経営力向上計画：4万円

対象者

以下の①～④全てに該当する方

① 下記、いずれかの計画の承認・認定を受けた者

(イ)埼玉県経営革新計画 (ロ)経営力向上計画 (ハ)事業継続力強化計画

② ①の承認・認定を受けた計画期間中に申請をする者

③過去に承認・認定を受けた計画に対し、飯能市経営革新計画広報費補助金または飯能市経営革新

計画支援補助金を申請・交付を受けた者でないこと

④ 飯能商工会議所の会員であること

お申し込み前にまずはお気軽にご相談ください。

お問合せは
こちらまで

飯能商工会議所 中小企業相談所

〒357-0032埼玉県飯能市本町1-7
営業時間 9:00～17:00(土日祝日除く)

☎ 042(974)3111(代)

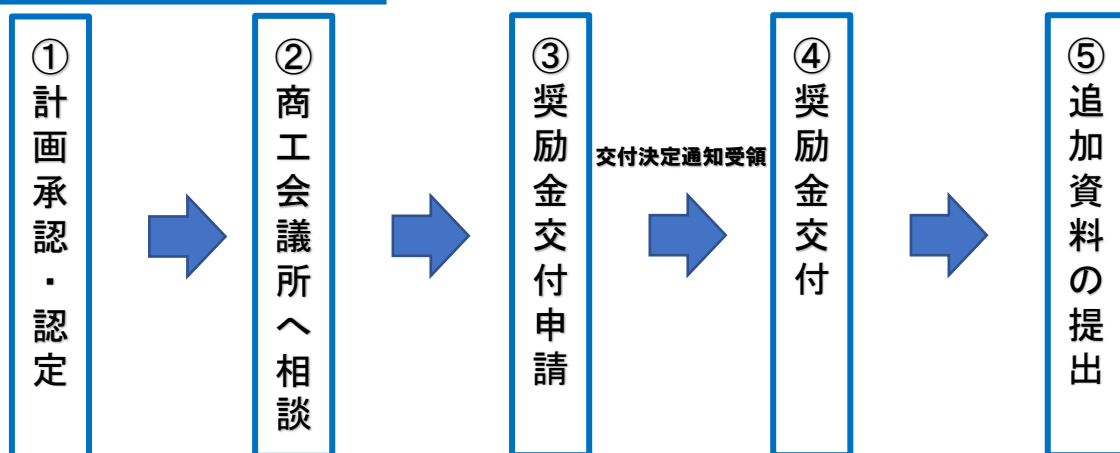
詳細は右図当所HPのQRよりご確認ください!



提出書類

- ① 申請書（様式第1）
 - ② 公的機関から交付している承認書及び認定書の写し
 - ③ 直近期確定申告書の写し（税務署收受印あり又は電子申請税務署受理メール詳細添付）※1
 - ④ 直近期決算書等（損益計算書や貸借対照表。但し勘定科目明細表は不要）※1
 - ⑤ 経営革新計画フォローアップ調査※1・※2
 - ⑥ 経営革新計画の進捗状況調査票※1・※3
 - ⑦ 経営状況調査シート※1・※4
 - ⑧ 振込口座通帳又は振込口座情報がわかる資料
 - ⑨ その他商工会議所会頭が必要と認める書類
- ※1：計画承認・認定後1年未満の場合は後日提出をすること
※2：経営革新計画承認事業者のみ。承認後2年未満の事業者が対象
※3：経営革新計画承認事業者のみ。承認後2年以上の事業者が対象
※4：経営革新計画承認以外の事業者が対象

補助金交付までの流れ



奨励金が定める中小企業等強化法に基づく計画承認・認定制度概要※

【（イ）埼玉県経営革新計画】

- ・新事業活動に関する内容の他に経営の相当程度の向上を示す指標を計画に盛り込む
- ・3～5年計画期間でそれぞれの指標の伸び率を設定する（指標：付加価値額など）

【（ロ）経営力向上計画】

- ・①企業概要②現状認識③経営力向上への指標（労働生産性等）④経営力向上の内容等を盛り込む
- ・3～5年計画期間で③の指標の伸び率を設定する

【（ハ）事業継続力強化計画】

- ・自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むに当たり必要な項目を盛り込む
- ・3年以内に将来的に行う災害対策等を記載する

※各計画承認・認定制度の詳細は下記QRまたは飯能商工会議所までお問い合わせください。

【埼玉県経営革新計画】



【経営力向上計画】



【事業継続力強化計画】

